

堺市青少年指導員校区活動事業補助金返納・返還命令通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

堺市長

年 月 日付けで交付決定・確定通知した下記の補助金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

返納・返還すべき金額		円
返納・返還期限	年 月 日まで	
返納・返還方法	別紙返納通知書による。	

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市青少年指導員 校区活動事業補助金
交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知		第 号
補助金交付決定額	円		
確 定 通 知	年 月 日付け通知		第 号
補助金確定通知額	円		
補助金の既交付額	年 月 日交付 計		円 円
返 納 ・ 返 還 事 由			

- 1 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）第9条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第18条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- 2 堺市補助金交付規則第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- 3 補助金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。